

稲沢市いじめ防止基本方針

平成26年12月17日

稲沢市・稲沢市教育委員会

(最終改定 平成30年2月7日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	2
第3 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめに対する措置	3
第4 市・教育委員会としての取組	4
1 稲沢市いじめ問題対策連絡協議会	4
2 教育委員会の附属機関の設置	4
3 教職員の研修の充実	4
4 インターネット上のいじめに対する対策の推進	4
5 広報・啓発活動	5
第5 学校としての取組	5
第6 重大事態への対処	5
1 学校及び市・教育委員会の対応	5
2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	6
○ いじめ問題対策への組織的な体制	7

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。

これまで稲沢市では、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んできました。しかし、児童生徒を取りまく社会状況や生活環境が著しく変化する中、いじめはより複雑化・多様化してきており、いじめの解消に向けてはさらなる施策の推進や学校・家庭・地域の連携が必要となっています。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第17号。以下「法」という。）が施行され、いじめの防止に対する学校、家庭及び行政の役割と責任が明確になりました。

稲沢市では、いじめの問題は社会全体が一丸となって、その解決に取り組まなければならない問題であることをあらためて認識し、法第12条の規定や、これまでの取組の積み重ねを踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「稲沢市いじめ防止基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

第2 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

第3 関係者の責務

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者（市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等）が連携して未然防止と解消にあたります。

1 いじめの未然防止

- 市・教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- 学校は、全ての児童生徒が「満足感」「達成感」「自己有用感」を獲得できるような学校における教育活動を工夫するとともに、子どもたち相互に認め合う雰囲気醸成するよう指導の充実を図り、いじめの未然防止に努めます。
- 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- 市は、家庭児童相談室等の相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。
- 学校は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携する等、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

3 いじめに対する措置

- 市・教育委員会は、学校がいじめの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援をします。
- 学校は、いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先に努めます。
- 学校は、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。例：「いじめ・不登校対策委員会」）において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すと

もに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

- 保護者は、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められます。

第4 市・教育委員会としての取組

市・教育委員会は、いじめの防止等については県、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 稲沢市いじめ問題対策連絡協議会

- 市・教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめ防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察、保護者代表等の関係者を構成員とする「稲沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 「稲沢市いじめ問題対策連絡協議会」は、本市のいじめ防止対策の一層の充実を図るため、関係機関の連携を深めます。また、いじめ防止等に関する取組が、稲沢市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを協議し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 教育委員会の附属機関の設置

- 法第14条第3項に基づき、小中学校におけるいじめ防止等の対策が実効的に行われるよう、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関を設置します。
- 教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合には、教育委員会の附属機関により調査を行うこととします。

3 教職員の研修の充実

- 教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修会の開催やいじめ防止のための資料の教職員への配付等、教職員に対する研修の充実に図ります。

4 インターネット上のいじめに対する対策の推進

- 教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに

児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

- 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます。

5 広報・啓発活動

- 教育委員会は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

第5 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

第6 重大事態への対処

1 学校及び市・教育委員会の対応

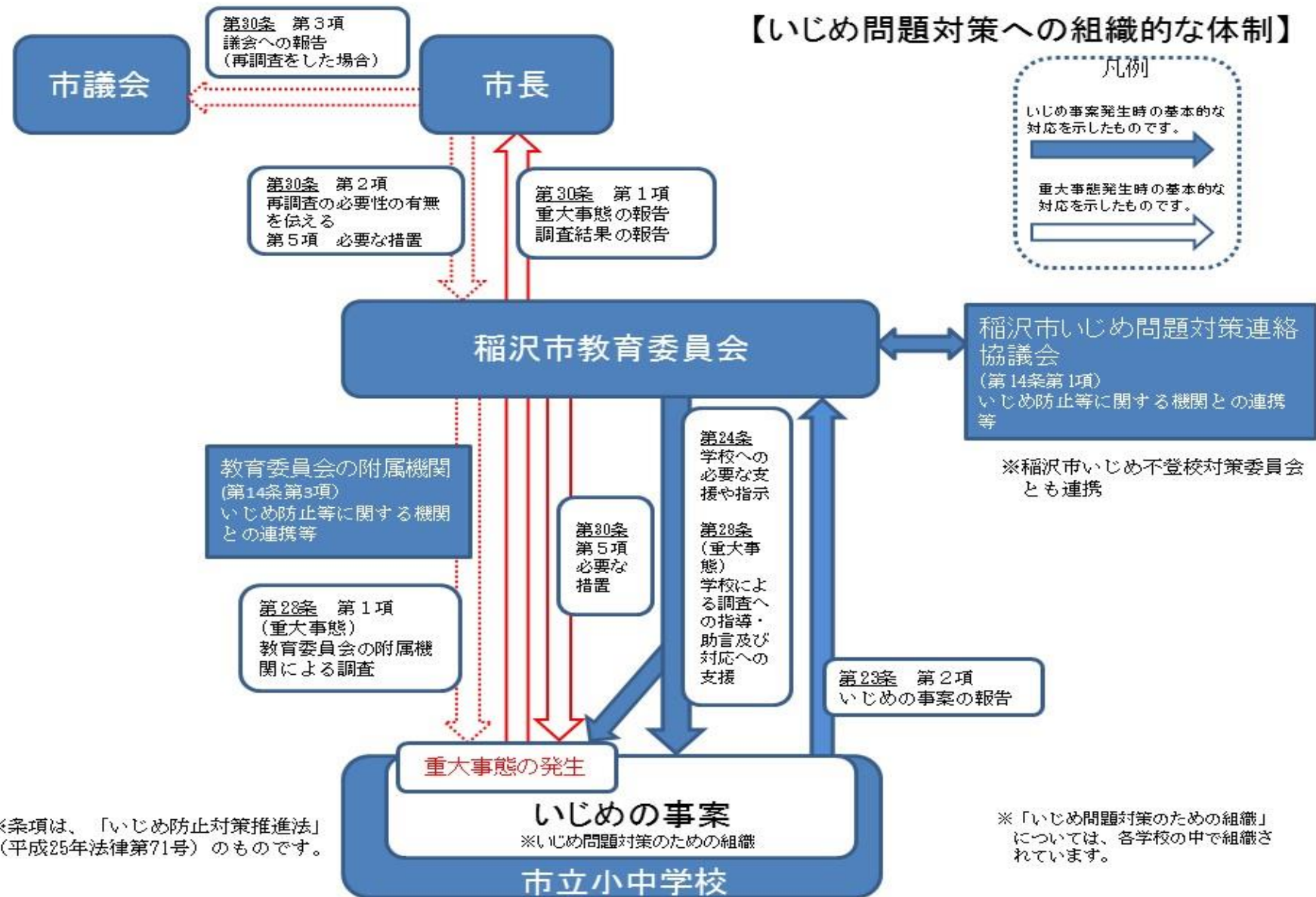
- 重大事態（法第28条第1項）が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が調査を行う場合、学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。

- 教育委員会が調査を行う場合、教育委員会の附属機関（法第14条第3項）が調査を行います。
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市・教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 調査の結果については、学校は教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や教育委員会の附属機関が行った調査の報告を受け、再度、調査（以下「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長は附属機関を設けるなどして、再調査を行うことができます（法第30条第2項）。
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。
- 市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【いじめ問題対策への組織的な体制】



※条項は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)のもの。

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第二章 いじめ防止基本方針等

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に

に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。